

民生常任委員会

1 開 議 平成30年12月7日(金)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第92号 大田原市保育所条例等の一部を改正するする条例の制定について

日程第2 議案第93号 大田原市子ども未来館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第96号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

日程第4 議案第94号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

民生常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席
委員	黒澤昭治	出席
	滝田一郎	出席
	中川雅之	出席
	君島孝明	出席
	引地達雄	出席
	本澤節子	出席

当局	保健福祉部長	岩井芳朗	出席
	市民生活部長	墨谷美津子	出席
	子ども幸福課長	遅沢典子	出席
	市民課長	藤沼誓子	出席

事務局	総括主幹	宇津野豊	出席
-----	------	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（小池利雄君） それでは、定刻前ですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから民生常任委員会を開会したいと思います。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程及び審査資料は、タブレット端末の資料のとおりであります。

当局の出席者は、岩井保健福祉部長、墨谷市民生活部長、遅沢子ども幸福課長及び藤沼市民課長であります。

◎議案第92号 大田原市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第92号 大田原市保育所条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第92号について当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 保健福祉部長の岩井でございます。本日同席しております、子ども幸福課長の遅沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第92号 大田原市保育所条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、先日の本会議で議案上程の際に、概略を説明させていただいておりますが、本日、担当の子ども幸福課長、遅沢課長より、改めましてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） 子ども幸福課長、遅沢でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第92号 大田原市保育所条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

資料は、タブレットの89ページからになります。それでは、90ページをごらんください。平成31年4月1日から、くろばね保育園が民営化されることになりました。それに伴いまして、くろばね保育園に関する3本の条例の一部を改正するものでございます。

第1条は大田原市保育所条例、第2条は大田原市子育て支援センター条例、第3条は大田原市普通公園条例の一部改正でございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。92ページをごらんください。大田原市保育所条例の別表中、「大田原市くろばね保育園、大田原市堀之内641番地1、180人」を削除するものであります。

続きまして、93ページをごらんください。大田原市子育て支援センター条例の別表から「黒羽子育て支

援センター、大田原市堀之内641番地1」を削除するものであります。

なお、現在の黒羽子育て支援センターは、市の条例からは削除されますが、支援センターの業務は移管先法人の仁平学園におきまして、移管後も引き続き実施されることとなっております。

続きまして、94ページをごらんください。大田原市普通公園条例の別表第1から「堀之内わんぱく広場」を削除するものであります。堀之内わんぱく広場につきましては、これまでは、くろばね保育園敷地の一部として使用してまいりましたが、民営化に伴いまして、今後は公園としてではなく、移管先法人の保育施設の一部として管理されることになるため、削除するものでございます。

最後に、90ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するいたします。

以上で大田原市保育所条例等の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、これより議案第92号に対する質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 民営化になることよってのプラスの部分の効果、またマイナス面があるとすれば、ないのかと思いますが、あるとすれば、それらについて、子供というか親子の立場から見た場合と収支の状況から、両面からお願いしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） まずは、メリットといたしましては、これまで公立保育園4園ございますが、公立として全ての同じような基準で保育を行ってございましたものが、民間の活力を利用することで特色のある保育を期待することができるというのが第1のメリットと考えております。

それから、黒羽地区の活性化ということで、これまで堀之内わんぱく広場なのですが、残念なことに余り活用されておりましたが、これからは仁平学園さんのほうで、学童保育などにもこのわんぱく広場を活用して下さるといふ計画を立てていただいておりますので、それから空き教室なども、あわせまして有効に活用してもらえないかと思っております。

デメリットとしましては、これまで子供たちがなじんできた保育士の方々が、正職員は全てほかの公立に分配されることとなりますので、その辺が当初の不安材料としてございますが、現在くろばね保育園で雇用しております臨時保育士につきましては、ご本人が希望される方は、可能な限り仁平学園さんのほうで、そのまま雇用していただけるという条件を持ちまして法人を募集いたしまして、そのようなことで、ほとんどの臨時職員はそのままくろばね保育園のほうで勤務できることになりましたので、正職員は引き揚げますが、ほとんど、半分ぐらいが臨時職員、公立の保育園はそうとなっておりますけれども、そのまま臨時保育士につきましては残っていただくので、デメリット・イコール・メリットみたいな感じなのですが、そういったふうに考えております。

それと、これも1月から、年が明けますと、新しく4月からくろばね保育園で勤務いただく新しい保育士の方々も来ていただきまして、今現在いる公立の保育士と合同保育を行うことになっておりまして、子供たちが4月1日から、ぱたっと全然知らない先生ばかりにならないように、調整するような計画を立て

ております。

それから、資金面でのメリットというものに関しましては、市で雇用しておりました臨時職員、臨時保育士の賃金、それがかからなくなるということは予算減になると思います。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 期待したいと思いますが、民間の活力。今の収支のほうで、臨時職員のほうの雇用というのは、もちろん人件費を削るのですけれども、指定管理料というのか委託料というのか、そういう部分と総合的に考えると、どのくらい、どういう比較がいいのか。現行がどのくらいで、以降がどのくらいになるという比較がもしできているとすれば、当然できていると思うのですけれども、お聞きしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） まず、運営費としまして、消耗品費、光熱水費、賄い材料費、委託料などの運営費も削減になるのですが、2億1,180万円ぐらいが減額に運営費がなります。それから、人件費のほうで、臨時職員フルタイムが6名、パートタイムが6名、保育補助が1名の分なのですが、2億5,600万円ほど削減になる予定でございます。

反対に、民営化後は私立の保育園になりますので、委託料として約5億円ほど支出することになりますので、余り増減はないのかなと、全てを考えますと増減はないのかなということも考えられます。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 民間活力で当然子育てに市が力を入れて、地域のお母さんとか子供たちがいい方向にいくというのは非常にいいと思いますけれども、やはり収支の面で、今お聞きすると、逆に少しふえるような答弁だったかと思うのですけれども、その辺も少し今後検討していく課題かと思えます。それで反対だとか、そういう意味ではないのですけれども、ただ、これは意見で言うべきことなのかちょっと。

ふえてしまうということに対しての何か対策みたいなことがあれば、お伺いしたいと思うのですが。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 歳出というか委託料のほうは、その保育園がどういうふうな保育をするのかということによって、加算とか、そういうがあるので、実際に今課長が申しあげました数字というのも、本当に概算というふうなことでございます。

あともう一つは、くろばね保育園も平成15年に開所をしまして、ある程度年数がたってきている。今指定管理をしておりますけれども、やっぱりあちこち修繕が出てきている。これから修繕費なんかも、今度市がやらなくても済むというふうな部分で、そういった、総合的に考えると、今課長のほうからプラス・マイナス・ゼロぐらいというふうな話になりますけれども、もう少し長い目で見れば、修繕費とか、そういったものまで含めて考えますと、市の負担は減ってくるのかなというふうな、そんな感じはしているところでございます。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 私のほうからなのですが、わんぱく広場ということで、10年間も無償で来ているお話でしたが、例えば無償で貸していたときに、その公園、例えば老朽化した建物を今度直すという

ふうになったら、その公園のところの敷地上物を建てたりとか、そういうふうな考えのときには、無償でというときの、上物を建ててはいけないとか、そういうふうな考えというのは、どういうふうな形でこの無償というのは考えがあるのか。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 一応私、本会議のときに、10年間無償貸与というふうなお話をさせていただきましたけれども、無償貸与ということの土地、賃借契約というのを当然結びますので、そこに上物を、その土地に何か上物を建てるというふうな、そういったときには、当然市と協議をした上でというふうなことで考えてはいきたいと思います。

現状今あるのが、トイレと遊具が入っている倉庫的なものがあるぐらいなのです。ほとんどフラットな土地でありますので、特に今あるものを修繕しなければならないというふうな大きなものはないと思いますので、新たに何かを建てるというときはもちろん、今の現状を変えるというときには、市と協議をしていただくというような、また契約の中にはそんな形を取り入れながらやっていきたいと思っています。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 例えば民営化になった場合という形で、市のほうでは、そういう土地を無償で貸すというときには、大体10年間というのが基本になるのか、今回だけ10年間なのか、その辺を。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 今までにも、かねだ保育園とか、のぎき保育園なんかは民営化をして、あっちの場合は、みはら保育園もですけども、そのときも、建物というのは大体無償譲渡ということでしたのでですけども、土地については10年間は無償貸与ということで、今までの民営化に当たっては、土地については、ほぼ10年間というふうなことで無償貸与というふうな取り扱いをしてきたものですから、今回も保育園の部分とわんぱく広場の部分の土地については、10年間の無償貸与というふうな形をとらせていただいた。前もそうだったものですから、今回短くするとか長くするというのも、ちょっとどうかということもありますので、前例に従いまして10年間無償貸与というふうな、そんな対応をとらせていただきました。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんからの発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第92号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第92号 大田原市保育所条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第93号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第2、議案第93号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第93号について当局の説明を求めます。

子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） それでは、議案第93号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

資料は、タブレットの95ページからになります。97ページの議案書補助資料をごらんください。大田原市子ども未来館の平日の利用者の拡大を図るため、平日年間パスポートを発行することになりました。これに伴いまして、大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。98ページをごらんください。第11条の見出しの「使用回数券」の後に「等」を加えます。

次に、同条第2項の「使用回数券」の後に「及び平日年間パスポート（以下「使用回数券等」という。）」を加え、同条第3項、「使用回数券」の後に「等」を加え、同条第4項、「使用回数券」の後にも「等」を加えます。

次に、別表にも「使用回数券」の項の次に、「平日年間パスポート2,000円／」を加えます。備考の3には、「平日年間パスポートは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開館する平日に限り有効とする」を追加いたします。

パスポートの料金を2,000円とした理由であります。平成28年度に実施いたしました未来館の利用者のへのアンケート結果を参考にいたしまして、パスポートを2,000円にするか3,000円にするかで検討をいたしました。パスポートを2,000円といたします。1回の利用料金が200円でありますので、10回分の金額となります。子ども未来館を年間10回以上利用する人は、35%おりました。また、パスポートを3,000円といたしますと、15回分の金額となりますが、15回以上利用する人は16%しかいないという結果になりましたので、2,000円とすれば、利用者の35%の方はパスポートを購入するのではないかということになりました。これは、未来館のこれまでの年間利用料の収入金額、平均1,100万円を見込むことができるということで試算したものでございます。

また、パスポートを平日のみとした理由でございますが、平日の利用者数をふやすことを目的としての導入でございます。土、日、祝日は、入場者数は多いため、パスポートを利用して入場する利用者がふえ過ぎることを防ぐために、平日のみといたしました。

平成28年度より有料といたしましたが、これ以前は、土、日、祝日は利用者が多過ぎて事故の報告が多くございました。有料化後は、適切な人数に抑えられたということで、安全性が確保されたと考えております。

最後に、96ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から

施行するといたします。

以上で大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、これより議案第93号に対する質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） ちょっと微妙なところかもしれないのですが、お一人ということで、お子さんが2人とか3人いた場合に、何かの軽減措置みたいなものは、ないのかお伺いします。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） ただいまの委員さんのご意見と同じご意見を、先日の説明後に、印南議員さんのほうからも頂戴いたしまして、岩井部長のほうからお答えを申し上げて、公式にはないですけども、ご説明申し上げているのですが、今のところは顔写真入りのパスポートということで、ご本人しか使えないということを計画しているのですが、今のところはまだ、2人目、3人目の減免、軽減というか、それは考えてはございません。それで、少し実施をいたしまして、どのような状況になるかを精査しましてから判断させていただきたいなと思っている次第でございます。

○委員長（小池利雄君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 今の答弁で、平日2人、3人という、来る人はいるのですか。大概2人目、上は保育所とか、幼稚園というので、そんなには、3人も4人も来ることはないと思うのだけれども、普通の考え方。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 確かに今引地委員さんのほうからお話があったように、そういったことも考えまして、とりあえずは平日年間パスポートを導入しまして、1年ないし2年ないしたったときに、再度アンケート等をとりながら、利用者の意向も確認をしながら、もしそういう必要性があるのであれば、また2人目、3人目というふうな方の減免というか、軽減措置を考えていこうというふうなことで、とりあえずはまず平日の利用を拡大しようということで、導入しようということで、今後の利用の状況を見定めて、また必要性を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回パスポートということなのですが、私も、どういう形のパスポートなのかという形で、どうやって判別するのかとか、材質はどうなっているのかなというふうな、そういうふうなものもちょっと疑問に思っていた部分があるのですが、例えば今回顔写真入りのという、その経費も結局かかるわけですね。その経費は、どういうふうな形で捻出するのか。そうすると、2,000円というのは、安いのか高いのかわからなくなってしまう部分もあるのですが。

例えばそうなった場合に、では有効期限というのは、年間を通してといっても、4月1日用意ドンで始まるわけではなく、やっぱり買ったときが、結局そこから1年なので、そうするとどうやってそこでの判別というのをするのかというものもあるし、また破損した場合には、再発行するのも、そのときには全部、何月何日には誰々さんが登録したというのをきちんと把握していないと、その辺も含めても考えな

くてはならない部分というのはあるのですが、そういう部分に対しての対応というのは伺います。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） ただいまのパスポートのいろいろな仕様につきましては、施行規則のほうで定める予定でございます。施行規則のほうに、様式とか顔写真とか生年月日とか、あとは小学生以下のお子さんに限るものですから、発行日から1年間なのですけれども、6年生のお子さんにつきましては、発行日から1年とすると、1年間途中で、4月1日から発行するとは限らないので、1年間はないということとを記載するとか、細かい定めが必要となってまいります。

施行規則のほうも、調整会議等まではかけている状態なのでございますが、一応未来館という指定管理施設におきましての発行になるものですから、そこまでを市のほうで制定するべきものなのかということで、ちょっと今総務課のほうと検討事項になっておりまして、施行規則のほうはまだきちんと整理されていないということなので、4月1日までは間に合うようにはいたしますが、ちょっとまだはっきり、どのような、市のほうでそこまで定める必要があるのかどうか。

例えば市のほうのパスポート、今回これが初めての定めになるのですけれども、県のなかがわ水遊園などのパスポートに関しましては、県の条例とか施行規則には定めがないようなのです、そのいろんな仕様につきまして。なので、市のほうでそこまで定めるものなのかどうかということをちょっと今検討している状態でございます。

それから、発行につきましては、未来館のほうで、当日お越しいただいたときに、写真をデジカメで撮影しまして、私どもの職員証のようなものを、写真つきですね、発行することになっております。生年月日などにつきましても、何で確認するかとか、そういった問題もありますので、もうちょっと検討する時間をいただいて、発行して、再発行の発行手数料はそれほどかからないのかなとは思ってはいるのですが、紙というか、このような材質のものを考えて、大きさもこの大きさを考えております。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） アンケートをとってという形だったのですけれども、実際的には子供さんが利用するというと、例えば春休み、夏休み、秋休みもあって、冬休みもあってということで、平日であっても、そういう休みが年間を通したら相当な日数。そこは、未来館としては、平日であっても、かせぎどきなのではないかなということで、1,100万円という収入を見込んでというような形なのですけれども、私としては、逆に下がってしまうのではないかなという形。

例えば年間10回以上が35%とか、15回以上が16%という形でアンケートはとったみたいなのですけれども、実際的にとった時期であったりとか、夏休みにとつたらもっとふえる。夏休みだけでも10回以上、使う人は本当に毎日のように行っている人もいますので、そういうのを考えると、非常に今回のパスポートも慎重にやっついていかないと、逆に収入減になりかねない部分もあるので、その辺も含めてもきちんと対応していただけたらありがたいと思うのですけれども、そういう休み期間のことも考えて今回2,000円としたのか、その辺も含めてお伺いいたします。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） 夏休み、春休みにつきましては、平日という考えで捉えておりますが、8月とか3月の統計も見まして、考えておりますので、特別損になるとは考えていないところでござい

す。

○委員長（小池利雄君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） 中川委員の発言、ちょっと追加させていただきたいのですが、簡単にパスポートはつくれるということで、そうすると偽造なんかの可能性もかなり出てきますので、その辺も今後検討していくということでよろしいですか。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） スマホで読み取れる暗号のようなものを入れてといたしますか……
（「QRコード」と言う人あり）

○子ども幸福課長（遅沢典子君） QRコードですね、済みません。そういうようなものを考えておりますので……

（何事か言う人あり）

○子ども幸福課長（遅沢典子君） いろいろ検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんからの発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第93号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第93号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第93号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第3、議案第96号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第96号について当局の説明を求めます。

子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） それでは、議案第96号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

資料は、タブレットの111ページからでございます。112ページの議案書補助資料をごらんください。大田原市子ども未来館につきましては、指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってまいりましたが、平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了いたしますことから、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、公の施設指定管理者選定委員会において指定管理者の候補

者が指定されました。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定に関して議会の議決を求める必要があることから付議するものでございます。

111ページをごらんください。指定管理者となる団体の名称は、株式会社大田原まちづくりカンパニー、代表者は代表取締役社長、瀧川昌之氏、所在地は大田原市中央1丁目2番14号でございます。指定の期限は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

113ページ、114ページは、指定管理者の指定申請書でございます。115ページからは事業計画書、124ページからは収支予算書、126ページからは法人の定款でございます。

139ページをごらんください。平成30年10月2日に開催されました、平成30年度公の施設指定管理者選定委員会の結果でございます。指定管理者の選定に当たりましては、大田原市公の施設指定管理者選定委員会設置規則に基づき設置されました大田原市指定管理者選定委員会におきまして、安定した能力の保持、サービスの向上等を総合的に評価して選定を行い、選考に当たりましては、選定基準を点数化した審査表を作成し、点数制度で選考いたしました。点数は、各委員の点数の合計を委員数で除した平均点とし、大田原市指定管理者制度運用指針に基づき、合格基準を安定した能力の保持の成績率60%以上といたしました。選定委員は資料に記載の9名の部長でありまして、採点結果は200点満点中157点でございます。選定の理由としましては、当該施設の設置目的を理解しており、利用者向上に向けて具体的な提案がされていること、当該施設を適切に運営した実績を有していること、以上の点がすぐれており、指定管理者候補者として適していると認められたものでございます。

続きまして、141ページをごらんください。大田原市子ども未来館の管理運営に関する仮協定書でございます。施設の名称及び所在地、指定期間及び指定管理料を定めております。なお、この協定は仮協定とし、議会の議決を経て、大田原市が株式会社大田原まちづくりカンパニーを大田原市子ども未来館の指定管理者として指定することにより、当該指定の日にこの仮協定書記載の事項及び142ページからの基本協定書の内容とする本協定が締結されるものといたします。

大田原市子ども未来館の管理運営に関する基本協定書は、第1条から第28条まで、本協定の目的、指定期間、基本的な業務の範囲、指定管理料、管理物件等についてを規定してございます。

以上で大田原市子ども未来館の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、これより議案第96号に対する質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 1点ではご質問します。

タブレットの141ページの仮協定書の年度別の指定管理料の上限額が決められていますね。これが2,860万円。タブレット125ページの収支予算書を見ると、34年度と35年度が上限額を超えているのですが、これはどういった経緯でこうなっているかお聞きします。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） 上限額として定めている仮協定書なので、収支予算書にありましても、市といたしましては、指定管理料はあくまでも協定書のとおりとしてお支払いをすることになります。

○委員長（小池利雄君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） そうすると、この収支予算書が、なぜこういう予算を組んだのかなという疑問を持つのですが。トータルで1億4,274万円というのは変わらないのですね。だから、そうしますと、今の答弁ですと、31年度、32年、33までは年間2,860万円払いますよと、あれば。ただし、この予算書にあるので、31年はこの金額。ただ、上限になる可能性もあるということなのではないでしょうか。そうすると、34年度、35年度に限っては、この予算どおりに払いませんよという考えなのではないでしょうか。そうすると、当然協定書があるので、協定どおりに予算を組めばよかったとは思いますが、一応市のほうは、年間には本当にこの数字しか払わないよということによって理解してよろしいのですか。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） この議案書のほうに載っています収支予算書につきましては、まちづくりカンパニーのほうで出してきたもので、実際にこの協定書を結ぶ前の段階で、もう案として出しているものでありまして、協定書に載っています金額につきましては、課長のほうから先ほど答弁したように、上限の額というふうなことになりますので、34年、35年度につきましては、予算書のほうが若干オーバーしているというふうなことでございますけれども、君島委員さんのほうからご指摘がありましたとおり、上限が2,860万円というふうなことでありますので、これしかお支払いができないというふうなことでございますので、トータルとしては同じ金額なのですけれども、年度別の割り振りというのが若干まちづくりカンパニーのほうから出てきた部分と決算の協定書のほうが若干違っているというふうなことがあるのですけれども、上限はこの金額であるというふうなことでご理解をいただきたい。

○委員長（小池利雄君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 125ページの人件費の賃金なのですけれども、この中で特に、この給与とかは、ほとんど動きは、若干ふえていますけれども、賃金がコンスタントに、きれいに支出額がふえていくのですけれども、これというのは何か根拠というか、例えば上手に、1人分はないのだけれども、0.5人分ぐらいずつふやしていくとか、臨時のパートさんをふやしていくとか、何らかのそういう理由がちょっとあるのかなというふうに疑問を感じていましたので、そこのところをお聞きしたいのです。こんなに5年間きれいに。

例えば31年に入るときに、やっぱり1人雇用するから110万円ふえるだとか、2年後ぐらいに入場料とか何かの事業計画があつてふえるというのだと何となくわかるのだけれども、コンスタントに上げていくというのは、何か事務的に、ちょっと悪い言い方をすると、そう設定したようにも見受けられるのと、それとさっきの君島委員が質問した141ページのトータルの指定管理料、これに持っていくための収支予算書ということで、そこが何かリンクしているようにも感じられるのですけれども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（遅沢典子君） あくまでも収支予算書の作成もまちづくりカンパニーのほうの作成なので、詳しくは私どものほうでははかり知れないのですけれども、スタッフの賃金を徐々に上げていくという考えであるかとは思いますが。何かイベントをここでやるからとかというのは、ちょっと計画にないので、ここで上げるという意図はわかりません。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 議案第96号について、指定管理者の指定についてでありますけれども、子供関係の施設または業務関係の中では、どこでもそうなのですけれども、急激な病変、急激な体調の悪化というのが子供の場合は考えられます。私も保育園を運営していたときは、まず子供が健康で生活できるように、そして急激な変化があったときには、どういう手続で病院に搬送するというようなことを常に考えておりましたけれども、今回の指定管理者の決定の中では、その部分というのは余りないようなのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 確かに選定委員会の中でもそういった部分のお話はございませんでしたが、まちづくりカンパニーのほうでは、安全管理対策というようなことで、例えば災害の発生時あるいは急病の発生時、そういったときには、マニュアルをつくって、それに基づいて対応していくというふうな形で体制は整えております。ですから、そのほかにも、職員の中でそういう訓練というか、そういうものも定期的実施をしているというふうなことでございますので、実際に起きてみないと、それがうまく機能するかどうかという部分はありますけれども、そういう訓練をしていないことには本番もうまくいかないというふうなこともございますので、マニュアルを作成して、そういう訓練を行いながら、そういったときに対応できる体制を整えていくというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（小池利雄君） 本澤委員。

○委員（本澤節子君） 基本的には救急車につなげるということになるかと思っておりますけれども、現場ではやっぱり慌ててしまうということがありますので、指定管理者及び職員の中の十分な教育を行っていただいて、子供の命を守らなければ、さまざまな業務も決して誇れる業務にならなくなってしまいますので、よろしく願います。

○委員長（小池利雄君） 意見は、別に意見を述べる場がございますので、あくまでも今は質疑ですので、ご理解ください。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 私からは1点だけということで、今回公募に当たってということで、申請のあったのは1団体しかなかったという形なのですけれども、本会議の中でも小野寺議員のほうからもそうなので、すけれども、もっと幅広く公募をとということで、その中でも幼稚園とか保育園とか、いろんな話も多分出たと思うのですけれども、今現在の公募の仕方というのは、多分ホームページとかそのぐらいでしか多分公募はしていないと思うのですけれども、今後も含めてどういう形で公募を広くという形で考えているのか、その辺を。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 今回のまちづくりカンパニーにつきましては、公募というのではなくて、候補者の選定の特例というようなことで、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の第5条にあります候補者の選定の特例ということで、市長等は公の施設の適正な管理を確保するため、緊急の必要性のあるとき、その他規則で定める場合は、2条で公募というふうなことを言っているのですけれども、2条の規定にかかわらず、市長が指名する団体を指定管理者の候補者として選定することがで

きるというふうな、こういう規定がありまして、これに基づきまして、これとあと規則のほうの第5条の規定に基づきまして、まちづくりカンパニーを指定をさせていただいたということで、一般公募というふうな形の体制をとっているということではございません。

その理由の一つといたしましては、あそこのトコトコ大田原全体が、まちづくりカンパニーが運営を行っているというふうなこともありますので、一体的に、子ども未来館のほうも一体的に管理をしていただくというふうなほうが、効率的に、効果的に管理ができるのかなというふうな、そういった部分もございますので、そういうことで指定をさせていただいたというふうなことでございます。それで、選定委員会のほうで、指定管理者として適当かどうかというふうなところも判断させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 本会議のときに、小野寺議員のほうから、そういう質問があったときに、部長は多分幅広く公募を考えていくような、そんな答弁だったように私も思ったものですから、済みません。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 多分私がそういう答弁をするとしたら、自分でちょっと記憶にないのですが、小野寺議員からは、当時のというか、今現在の役職というか、そういった方があるのかどうかというふうなことで、私が答弁したのは、それぐらいしか答弁しなかったと思います。その後、選定の中では、総合政策部長のほうからも答弁がちょっとあったかと思うのですが、私が広く公募をするというふうな答弁をしましたか。

○委員長（小池利雄君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 多分専門的な分野の方たちも公募に入りたいということで、幼稚園とか、そういうふうなお話もしながら、そうしたら幅広くやっぱり公募していくようなと部長が言ったとは思いますが、私は書いてあるので、そんなことがなかったかなと思った。済みません。

○委員長（小池利雄君） それに関しては後日。会議録ができればわかると思いますので。会議録を参考にしたいと思います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 取締役のかわった方、かわった方というか、改めて現在と、新たな方はそのうちどなたなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 今回の資料の中に役員さんの名簿は出ておりません。

（「発起人だけね」と言う人あり）

○保健福祉部長（岩井芳朗君） そうですね。当初設立したときに、定款に載っている方のお名前だけで、現在の役員名簿というのはここには載っておりません。それで、小野寺議員さんのほうから質問がありまして、私のほうで、今現在役員になっている方のお名前をご答弁させていただいたのですが、今新しくかわった人だけと言われるとちょっと、いつの時点での話なのか……

○委員長（小池利雄君） この審査に関係あるものでしたら今調べてもらって、暫時休憩しますけれども、これを判断する材料としたいのですか。

○委員（滝田一郎君） そう言われると、判断……。

○委員長（小池利雄君） そういうことなのかどうか確認をして、ただ滝田委員個人が知りたいことであれば、後で行って聞けばわかることだし……

（「でも、いいんじゃないですか」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） では、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（小池利雄君） では、会議を再開いたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） ことしの3月31日まで役員を務めていた方で、今回の今現在の役員と比較をしまして、かわられた方というのは植木克忠さんですかね、あと佐藤芳昭さんのお二人が抜けて、その後藤原和美さんお一人が入ったということで、前回と比べると1名減というふうな形でなっています。以上です。

○委員長（小池利雄君） それでよろしいですか。

○委員（滝田一郎君） はい。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見がないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第96号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第96号 大田原市子ども未来館の指定管理者の指定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで保健福祉部長並びに子ども幸福課長は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

（執行部退席）

◎議案第94号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第4、議案第94号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第94号について当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（墨谷美津子君） 市民生活部長の墨谷でございます。また、本日同席しております市民課の藤沼でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議案第94号については、議会本会議において議案一括上程の際、概略説明をさせていただいたところですが、本日は改めましてご説明を申し上げます。

日程第4、議案第94号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、藤沼市民課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 市民課長。

○市民課長（藤沼誓子君） 私からは、議案第94号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料のほう100ページをごらんください。議案書補助資料につきましては、101ページをごらんください。まず、改正の趣旨でございますが、本年12月30日をもちまして、市役所仮設庁舎A棟に設置しております自動交付機の廃止が決定しております。また、平成28年1月から個人番号カードの運用が開始されまして、コンビニエンスストアなどでも印鑑登録証明書等の交付が可能になりました。これまで国の方針によりまして、印鑑登録証を別に持つ場合には、個人番号カードはコンビニエンスストア交付専用としておりましたが、市民の利便性向上のため、印鑑登録証のほかに個人番号カードでも市民課窓口での交付の対応を可能とするよう、大田原市印鑑条例の一部を改正するものであります。

では、新旧対照表におきましてご説明申し上げます。新旧対照表102ページをごらんください。目次の第3章であります。第13条の3の改正によりまして、括弧書きの「第13条の3」を「第13条の2」に改めるものです。

第2条は、登録資格について規定しておりますが、「住民票」を「本市の住民基本台帳」に改めるものです。

次に、第7条の2は、個人番号カードでも市民課窓口で印鑑登録証明書の交付を可能にするための改正になります。見出しの「による印鑑登録証」を「への印鑑登録情報の登載」に改め、第1項の「に替えて、印鑑の登録を受けている者を識別するための機能を付した」を「のほかに登録申請者が取得した」に改め、「を交付する」を「に第5条に規定する印鑑登録情報を搭載することができる」に改め、第2項の「交付を受けた個人番号カードは」を「印鑑登録情報を搭載した個人番号カード（以下「印鑑登録情報搭載個人番号カード」という。）を」に改めるものです。

続きまして、103ページをごらんください。第7条の3は、カードの有効期限について規定しておりますが、見出し及び本文中、「による印鑑登録証」を「に搭載した印鑑登録情報」に改めるものです。

次に、第13条は、印鑑登録証の交付について規定していますが、第1項第2号の「印鑑登録証を」を「又は印鑑登録情報搭載個人番号カードを」に改めるものです。

第13条の2は、自動交付機による印鑑登録証明書の交付について規定しておりますので、この条項を削除いたします。

次に、第13条の3は、第13条の2の削除に伴い、繰り上げまして第13条の2に改め、「前2条」を「前条」に改めるものであります。

100ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、12月31日から施行するものとなります。この期日につきましては、自動交付機の廃止を平成30年12月30日といたしましたので、その翌日からの施行とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、これより議案第94号に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回印鑑登録証を、最初国の方針では印鑑登録証をなくしたいという形で、個人番号をなるべく普及させるという目的であったのですけれども、大田原市もそうなのですから、今本当に個人番号の普及というのはなされていない。多分ここにいる人間で、私もそうなのですから、恥ずかしながらまだ登録していないような状況なのですが、市役所職員の中でも相当多分数は、登録というかしていないような状況で、できましたらやっぱり普及促進のために本当に努力していただければありがたいかなと思います。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに意見がないようでありますので、意見を以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第94号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議ないものと認め、議案第94号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

お疲れさまでした。

（執行部退席）

◎民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（小池利雄君） 次に、日程第5、民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題いたします。この件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして、議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第102条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めます。同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ご異議なしと認めます。

よって、民生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（小池利雄君） 以上で当委員会に付託された案件等の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様のご協力を賜りまして無事終了できましたことを御礼申し上げます。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時05分 散会